

令和8年度 気候風土適応住宅の独自基準策定の支援



気候風土適応住宅の継承に向けて、所管行政庁が地域の気候・風土の特性を踏まえた独自基準の策定を促進するため、建築関係団体が主導的に取り組む活動や自治体等と連携して取り組む活動に対して支援を実施します。

また、気候風土適応住宅の活用や所管行政庁における独自基準の策定に関するお問合せ等について、メールまた電話により受付をしています。

対象者

建築関係団体等

支援金

1自治体あたり 上限300万円

申請期間

令和8年4月27日 ~ 令和8年12月15日(予算達成次第終了)

申請方法

以下の専用ホームページをご確認ください。

<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/sinsei.html>

気候風土適応住宅とは

伝統構法による住宅など、地域の気候及び風土に応じた住宅で、断熱性能の基準への適合が困難な建築的要素（例：両面真壁の土塗壁等）を有する住宅です。（令和元年国交省告示第786号）。



気候風土適応住宅の基準は次の通り定められてます。

- 国が定める基準(第1項第一号)
- 国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準(第1項第二号)
- 所管行政庁が定める基準(第2項)

また、気候風土適応住宅の省エネ性能評価においては、**外皮基準への適合が除外**されており、**一次エネルギー消費量基準への適合**が求められます。

支援の概要

伝統構法など地域の気候及び風土に適応した住宅は、地域の特徴を多面的に備えているため、全国一律の基準だけでは十分に評価できない場合が多く見られます。

こうした地域固有の住宅を将来にわたり継承していくためには、所管行政庁が地域特性に応じて要件を策定できる独自基準の活用が不可欠です。独自基準は、所管行政庁が地域の自然的・社会的条件の特殊性を踏まえて策定できる制度であり、この整備が進まなければ、地域の建築技術や文化の継承が危ぶまれます。

そこで、所管行政庁による独自基準の策定を促進することを目的として、建築関係団体が主導的に都道府県や市町村等に働きかけ、取組む活動費用の支援を実施します。

【支援対象となる活動例】

独自基準(案)の検討・提言・原案・運用ガイドライン作成など
独自基準に関する調査・普及・勉強会の開催や周知の費用など
令和6年度までの「説明義務制度」からの更新作業など

また、独自基準の策定に関する問合せなどの相談窓口を設けます。

申請及び相談窓口

令和8年4月

- 支援の申請窓口
- 独自基準の策定に関する相談窓口



一般社団法人 環境共生活まづくり協会 (kkj)

<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/index.html>

問い合わせは、ホームページの「[お問い合わせフォーム](#)」よりお願いします。

電話 03-5579-8757 受付時間 10:30~16:30 平日（祝日、年末年始を除く）